

高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院中の患者さまへ

「生活習慣病管理料Ⅱへの移行」のお知らせ

2024年6月の診療報酬改定で、高血圧・糖尿病・脂質異常症は、「特定疾患療養管理料」の算定対象外となり、新たに「生活習慣病管理料」を算定することになりました。

厚生労働省からの指示により、高血圧・糖尿病・脂質異常症を治療している患者さまには、個別に『生活習慣病療養計画書』を作成し、総合的な治療管理を行うことが必須となります。

つきましては、定期受診時に『生活習慣病療養計画書』について説明いたしますので、同意いただきますようお願いいたします。なお、**初回のみ療養計画書に署名が必要です。**

また、この診療報酬改定に伴い、窓口負担の金額も変更となりますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

対 象：高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院の患者さま
(ただし、在宅自己注射指導管理料を算定している方は除く)

開始時期：2024年6月1日

計 画 書：計画書の発行頻度は1～4か月に1回
計画書の発行時には署名をお願いします

窓口負担

【現行】

- ・再診料 73点
- ・外来管理加算 52点
- ・特定疾患療養管理料 147点
- ・処方箋料 68点
- ・特定疾患処方管理加算 66点
- (合計) 406点※

【2024年6月以降】

- ・再診料 75点
- ・生活習慣病管理料Ⅱ 333点
- ・処方箋料 60点
- (合計) 468点※

※検査等は別途

★治療の内容等により、上記とは異なる場合があります。

不明な点は、医事課職員までお問い合わせください。

病院長 佐藤 智充